

窒素含有量に係る総量規制基準（平成十四年広島県告示第七百二十九号）新旧対照表

改正後					現行					備考
別表(第四関係)					別表(第四関係)					
号 番 理 整	業種その他の区分	窒素含有量 (単位一リットルにつきミリグラム)		考 備	号 番 理 整	業種その他の区分	窒素含有量 (単位一リットルにつきミリグラム)		考 備	
		既設	新増設				既設	新増設		
		(1)	(2)				(1)	(2)		
二 一 一	共同調理場(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五條の二に規定する施設をいう。)	三〇	二五		二 一 一	共同調理場(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五條の二に規定する施設をいう。)	三〇	二五		
(略)					(略)					